

生産緑地地区の変更案の公告・縦覧・説明会

生産緑地地区の追加と削除に伴う都市計画変更案の公告・縦覧を行います。この案に関して意見のある方は、意見書を提出することが出来ます。また、変更案に関する説明会を開催します。

公告日 10月12日(火)

案の名称 国分寺都市計画生産緑地地区の変更(案)

縦覧期間 10月13日(水)～11月2日(火)

縦覧場所 まちづくり計画課(市役所第2庁舎)

意見書の提出 10月13日(水)～11月2日(火)に、住所・氏名、案の名称、案に関する意見を明記し、

まちづくり計画課(内454) ↓

説明会 10月13日(水)午前10時～

会場 市役所第1庁舎3階第三委員会室

〒185-8501 国分寺市 国分寺1-1-1 国分寺市役所第1庁舎3階第三委員会室

〒185-8501 国分寺市 国分寺1-1-1 国分寺市役所第1庁舎3階第三委員会室

10月1日(金)から 赤い羽根共同募金運動

地域の福祉施設・団体のためにご協力をお願いします

今年度から au PAYで募金ができます

- スマートフォン操作方法
①au PAYアプリを起動②コード支払い③コード読取④金額を入力⑤支払いを確定⑥完了
注 領収書の発行不可



地域配分申請団体を募集(令和4年度使用分)
配分申請額 20万円以内(申請事業における総事業費の75%以内)

申請 11月19日(金)までに都共同募金会国分寺地区協力会事務局(市社会福祉協議会内)
☎ (042) 324-8311へ

注 詳しくは、市社会福祉協議会HPをご覧ください
→地域共生推進課(内566)

指定管理者候補者選定に係る 申請事業者公開プレゼンテーションを実施

→契約管財課(内440)

日程 ①いずれも午前9時～

Table with 3 columns: 日時(10月), 対象施設, 担当課. Rows include 18日(月) いずみホール, 21日(木) ひかり児童館・第一～四光町学童保育所, 22日(金) もとまち地域センター・生きがいセンターもとまち

場 市役所書庫棟会議室 ※当日直接会場へ
注 プレゼンテーション後の審査は非公開。同一事業に申請している事業者の傍聴はご遠慮ください

令和2年度実施 協働事業プレゼンテーション報告を実施

令和2年度に市と協働事業を行った市民活動団体が事業内容を報告し、担当課と共に審査会委員の質疑を受けます。

①10月5日(火)午後1時～ ②リオンホール(cocobunji WEST5階) ※当日直接会場へ
注 報告後審査会委員が行う評価は非公開

協働事業の報告事業(報告順)

Table with 4 columns: 種別, 事業名称, 実施団体(市民活動団体), 担当課など. Rows include 提案型 (小さい子どもを育てる人のための本の時間, 北の原地域センター運営に関するサポート事業) and 公募型 (ぶんじデザインラボ協働事業, 市民室内プール親子ひろば, こくぶんじ青空ひろば事業, 市職員NPO派遣研修業務委託)

提案型協働事業 プレゼンテーション審査を実施

第1次審査に合格した提案型協働事業の第2次審査(提案団体のプレゼンテーションと審査会委員の質疑)を実施します。

①10月14日(木)午後2時～
場 市役所第1庁舎3階第一・二委員会室 ※当日直接会場へ
注 プレゼンテーション終了後の審査は非公開

Table with 3 columns: 事業名称, 提案団体, 担当課. Rows include 多職種による妊娠期から未就学児期のサポート事業, 国分寺エリアの「野川整備計画」の早期実現の気運醸成のため「野川源流スクール」(自慢できる源流のまちへ)開講事業

→協働コミュニティ課 ☎ (042) 327-3771

からだが不自由な方へ 郵便等投票制度をご利用ください

郵便等投票制度 重度の障害等がある方が在宅で、郵便等で不在者投票ができる制度です。郵便等投票ができる方は、表1のとおりです

代理記載投票制度 郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載ができない方は、代理人(選挙権を有する方)に記載してもらうことができます

注 郵便等投票を利用するためには「郵便等投票証明書」が必要です。現在お持ちの方は有効期限を確認してください。新規・再交付の交付申請は手続きに時間がかかるため、利用する方は早めに手続きをしてください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください

郵便等投票の手続き

- 投票用紙の請求 投票用紙請求書(*)に、郵便等投票証明書を添えて選挙期日の4日前までに郵送(必着)または代理の方が直接選挙管理委員会(市役所内)へお持ちください
投票方法 選挙管理委員会から郵送する投票用紙に記載し、同封の返信用封筒で投票日までに郵送(必着)してください

表1 郵便等投票ができる方

Table with 3 columns: 対象, 障害等の区分, 障害等の程度. Rows include 身体障害者手帳をお持ちの方, 戦傷病者手帳をお持ちの方, 介護保険の被保険者証をお持ちの方

表2 代理記載投票ができる方

Table with 3 columns: 対象, 障害等の区分, 障害等の程度. Rows include 身体障害者手帳をお持ちの方, 戦傷病者手帳をお持ちの方

衆議院議員選挙が予定されています

特定患者等(新型コロナウイルス感染症)の特例郵便等投票制度をご利用ください

特例郵便等投票制度

- 次のいずれかに該当し、外出自粛要請などの期間が、公示日の翌日から投票日までの期間にかかると見込まれる方
○感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受け自宅・宿泊施設で療養中
○検疫法の規定により隔離・停留の措置を受け、宿泊施設内に収容されている

注 濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありません

特例郵便等投票の手続き

- 投票用紙の請求(投票日の4日前までに必着)
①市HPから請求書・料金受取人払の宛名表示をダウンロードして、必要事項を記入する
②①と保健所等から交付された外出自粛要請等の書面(*)を宛名表示を貼った封筒に入れる
③請求書在中欄に○を付け、更にファスナー付き透明ケース等に入れて、郵送する
(*)交付されていない・紛失等で書面を提出できない場合、請求書のチェック欄(理由の項目)に記入してください

投票方法

選挙管理委員会が郵送する投票用紙に記載し、同封された返信用封筒に入れ、更にファスナー付きの透明ケースに入れて投票日までに郵送(必着)してください

注 詳しくは市HPでご確認いただくか、お問い合わせください

→選挙管理委員会事務局(内368)

市役所への申し込み問い合わせの時間は、特記がない場合は月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。